

原子力災害に備えた大洗町広域避難計画

令和6年10月11日策定

大 洗 町

目 次

第1章 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の修正・見直し	1
第2章 基本的事項	2
1. 対象地域	2
2. 避難先及び避難経路	2
3. 避難手段	5
4. 防護措置	5
5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取り組み	10
第3章 町民の避難等に係る広報	18
1. 国、県等との連携	18
2. 広報媒体の効果的活用	18
3. 定期的な情報提供	18
4. 広報において留意すべき事項	18
5. わかりやすい広報	18
第4章 住民等の避難	22
1. 一般住民の避難	22
2. 一時集合所の開設	24
3. 要配慮者の避難	24
4. 児童等の避難	26
5. 一時滞在者（観光客等）の避難	26
6. 避難状況の確認	27
7. 外国人への配慮	27
第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施	28
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用	28
2. 避難退域時検査の実施	28
第6章 避難所の開設・運営等	29
1. 開設・運営	29
2. 避難物資の確保	29
3. 避難が長期化した場合の対応	30
4. 避難所における要配慮者の支援	30
5. 行政窓口の設置	30

第7章 行政機関の退避 30

- 1. 庁舎の移転 30
- 2. 避難先における業務の継続 30

第8章 複合災害への対応 31

- 1. 屋内退避困難時の対応 31
- 2. 避難先が被災した場合の対応 31
- 3. 避難経路が不通になった場合 31
- 4. 原子力災害の同時発災 31

第1章 総則

1. 計画の目的

本計画は、「大洗町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、町域を超える広域的な避難体制を構築し、町民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための放射線防護措置を確実に実施するため、必要な事項を定めるものである。

2. 計画の修正・見直し

本計画は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針並びに茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画の改定を踏まえ適宜必要な見直しを行うものとする。

第2章 基本的事項

1. 対象地域

本町は、原子力災害対策指針により「緊急防護措置を準備する区域」とされた原子力発電所から半径30kmの範囲となる地域にあることから、本計画における避難の対象地域は大洗町全域とする。

対象事業所	原子炉施設	緊急防護措置を準備する区域		
		区域の範囲	対象地域	人口※1
日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	UPZ おおむね半径30km	大洗町全域	15,715人

※1. 令和2年国勢調査に基づく

2. 避難先及び避難経路

(1) 基本的な考え方

大洗町の住民の避難先及び避難経路に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力発電所から概ね30kmの区域外とし、コミュニティを維持するために、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- ② 一つの地区の避難先が複数の市町となる場合、その避難先は一体的なまとまりを確保するよう努めるものとする。
- ③ 避難経路は、幹線道路を基本として定め、避難する町民や車両等が錯綜しないよう配慮して設定するよう努めるものとする。

【原子力発電所から半径30km範囲の状況】



(2) 避難先

① 避難先市町

大洗町の住民の避難先は、千葉県銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、多古町及び東庄町の6市町とする。

※「＜図1＞ 避難先市町の位置」参照

② 避難単位

小学校区（旧祝町小学校、大洗小学校、南小学校）ごととし、校区ごとにまとまりのある避難先を確保することを基本とするが、地区ごとのコミュニティの維持を考慮して避難先自治体を設定する。

避難元			避難退域時 検査場所	避難先		
地 区	避難者数	一時集合所		自治体名	中継避難所	避難所
祝町 (祝町・松ヶ丘・ 二葉・二葉緑)	1, 105 人	亀の井ホテル 大洗	○メイン検査場所 鹿島灘海浜公園 ○サブ検査場所 銚田市大洋運動場 大竹海岸駐車場	千葉県 旭市	旭市海上キャンプ 場体育館	中継避難所他 7 ヲ所
磯道	369 人	第一中学校				
五反田	1, 438 人					
磯浜町 (明神町・一丁目 汐見ヶ丘・ニ丁 目・仲町・金沢 町・通町)	2, 588 人	大洗小学校		千葉県 香取市	佐原コミュニティ センター	中継避難所他 13 ヲ所
東光台	445 人					
磯浜町 (新町・永町・髭 釜町)	3, 574 人				小見川スポーツ・ コミュニティセン ター	中継避難所他 29 ヲ所
港中央	38 人					
和銅	431 人					
桜道	1, 381 人	旧大貫小学校		千葉県 東庄町	東庄町公民館	中継避難所他 10 ヲ所
大貫町	3, 039 人	南小中学校		千葉県 銚子市	銚子市体育館	中継避難所他 13 ヲ所
神山町	408 人	町農業会館		千葉県 多古町	久賀小学校体育館	中継避難所他 8 ヲ所
成田町	899 人	総合運動公園		千葉県 匝瑺市	のさかアリーナ	中継避難所他 2 ヲ所

(3) 避難経路

避難経路は国・県道等幹線道路を基本として設定するものとし、複合災害を想定した代替経路と併せて「《図 2》避難経路」のとおりとする。

(4) 地区別避難先

地区別の避難先は、「《図 3》地区別の避難先市町」及び「《表 1》地区別避難先市町一覧」のとおりとする。

3.避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討することとする。

4.防護措置

(1) 事故等の発生から放射性物質放出前の防護措置

町は原子力施設の緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

- ① 町は、警戒事態の段階で避難受入市町の被害状況及び受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、原子力施設の事故状況の変化に応じて情報の共有を図るものとする。

自治体名	担当課名	電話 F A X	自治体名	担当課名	電話 F A X
旭市	総務課	0479-62-5311 0479-63-4946	銚子市	総務課	0479-24-8193 0479-25-0277
香取市	総務課	0478-50-1201 0478-52-4566	多古町	総務課	0479-76-2611 0479-76-7144
東庄町	総務課	0478-86-6082 0478-86-2312	匝瑳市	総務課	0479-73-0084 0479-72-1114

- ② 町民等については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。

- ③ 要配慮者については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。

【緊急事態区分に応じた防護措置フロー】



【緊急事態区分及びその判断基準となる EAL※2】

緊急事態区分	判断基準例
警戒事態 【AL : Alert】	・東海村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・原子炉停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない
施設敷地緊急事態 【SE : Site area Emergency】	・原子炉冷却材が漏えいした場合の原子炉への注水不能 ・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ・全ての非常用交流電源喪失（30 分以上継続）
全面緊急事態 【GE : General Emergency】	・原子炉の非常停止が必要な場合において原子炉を停止する全ての機能が喪失 ・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ・全ての非常用直流電源喪失（5 分以上継続）

※2. EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）

緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準

○警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備を開始する必要がある段階。

○施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

○全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

【屋内退避】

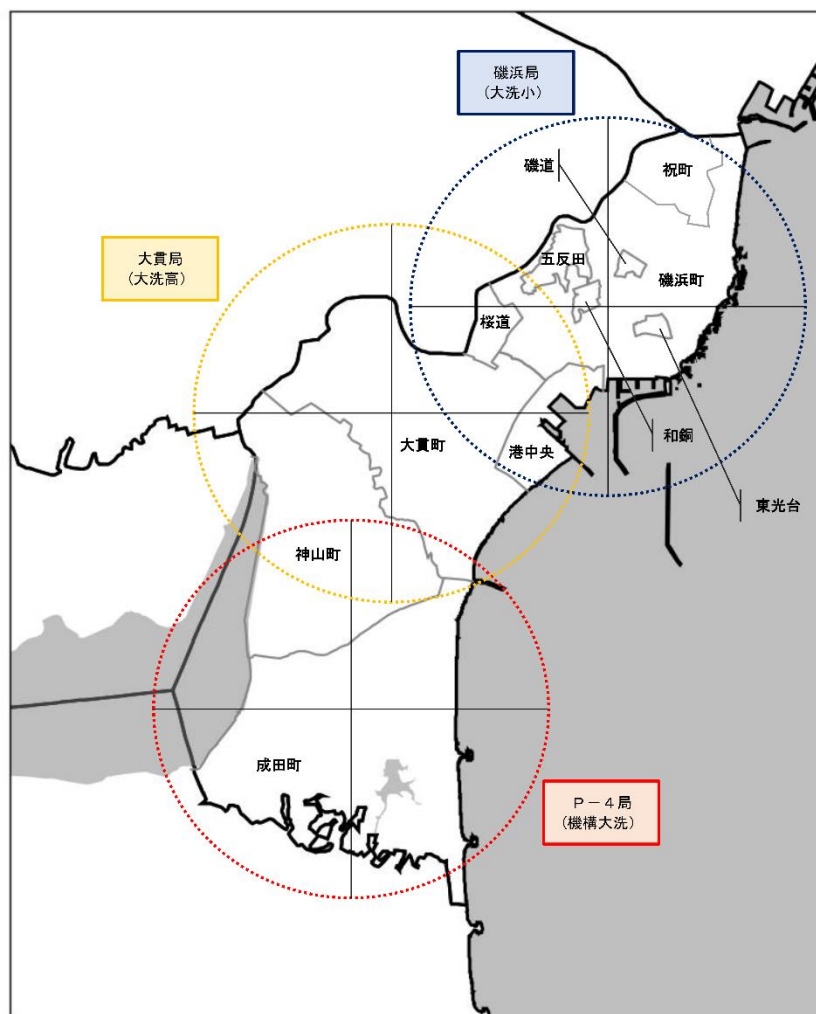
放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合において実施する。

(2) 放射性物質放出後の防護措置

- ① 緊急時モニタリングは、原子力災害時による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

町では、磯浜局、大貫局、機構大洗P-4局のモニタリングポストにより、平常時から監視されており、原子力災害時には、このモニタリングポストにより地区別の防護措置実施を判断することとなる。



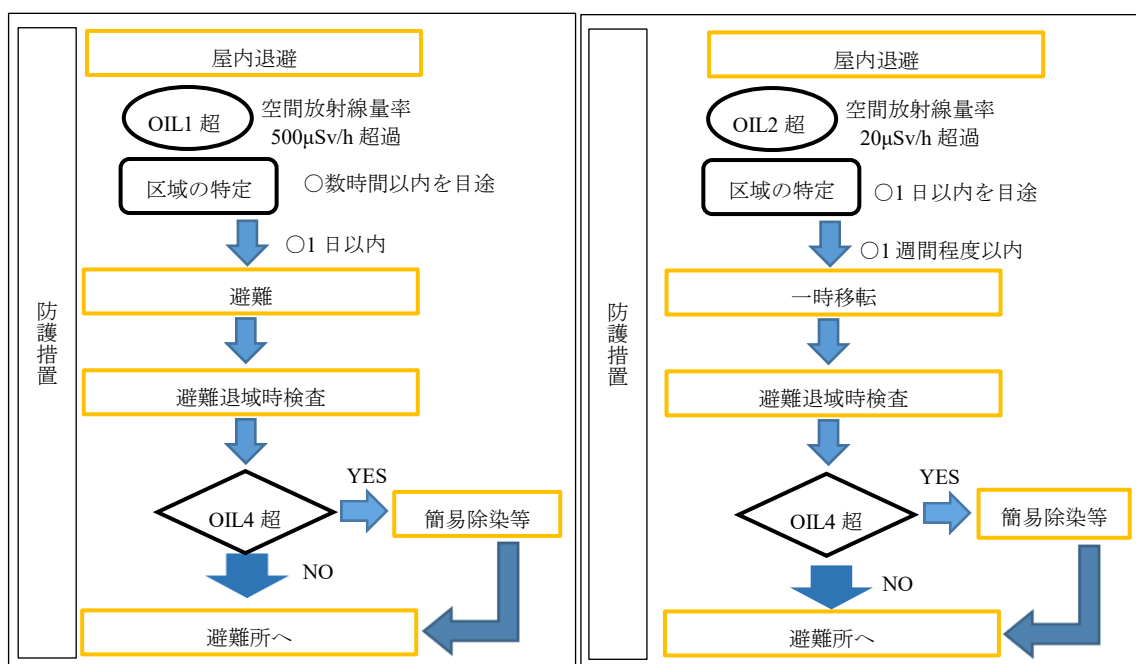
- ② この、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等の測定結果を、防護措置を実施すべき基準である運用上の介入レベル（以下「O I L※3」という。）に照らし、必要な防護措置の判断を行い、これを実施するものとする。

【OIL と防護措置】

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施
OIL4	β 線 : 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

※3. OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル
放射性物質放出後の防護措置の実施を判断するための基準

【OIL に応じた防護措置フロー】



【避難】判断基準：空間放射線量率（地上 1m） 500 μ Sv/h 超過

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに（1 日以内）離れるため緊急で実施するもの。

【一時移転】判断基準：空間放射線量率（地上 1m） 20 μ Sv/h 超過

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1 週間以内）のうちに当

該地域から離れるため実施するもの。

なお、OIL2 の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限するものとする。

- ③ 町は、一時移転等の防護措置を行うときは、避難先自治体に対し一時移転等の実施を連絡し、受入れを依頼するものとする。

5.避難等を適切かつ円滑に進めるための取り組み

町は、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

(1) 避難対象地域の住民に対する項目

- ① 地区ごとの避難先、一時集合所、避難経路、避難退域時検査場所
- ② 避難手段、避難や屋内退避を行う時期や方法
- ③ 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- ④ 避難所での生活方法、携行すべき物品
- ⑤ 原子力災害時の情報入手の方法、問い合わせ窓口
- ⑥ 放射線に関する正しい知識など

(2) 避難受入先の住民に対する項目

- ① 受入れの対象となる避難元地域、避難所の場所、避難経路、避難退域時検査場所
- ② 放射線に関する正しい知識など

《表 1》 地区別避難先市町避難所等一覧

地区名	磯浜町（祝町・松ヶ丘・二葉・二葉緑）、磯道、五反田		
避難先	旭市		
一時集合所	亀の井ホテル（祝町ほか） 第一中学校（磯道・五反田）	大洗町磯浜町 7986-2 大洗町磯浜町 5247	029-267-3191 029-267-5288
主要避難経路	町道 8-1339 号線→国道 51 号→国道 124 号→県道 73 号（銚子海上線）		
代替避難経路	町道 8-1339 号線→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→国道 51 号→県道 40 号（内原塩崎線）→県道 50 号（水戸神栖線）→県道 110 号（鉾田茨城線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 242 号（鉾田鹿島線）→国道 124 号→県道 73 号（銚子海上線）		
中継避難所	旭市海上キャンプ場体育館	旭市岩井 1000 番地	0479-55-5250
避難所	旭市海上キャンプ場体育館(413) 旭市立中央小学校(364) 旭市立干潟小学校(256) 旭市立嚶鳴小学校(261) 旭市立第一中学校(415) 旭市立第二中学校(462) 旭市立海上中学校(440) 旭市立飯岡中学校(426)	旭市岩井 1000 番地 旭市ハの 74 番地 旭市鎌数 9508 番地 旭市高生 3610 番地 旭市ハの 2304 番地 旭市ニの 2510 番地 1 旭市高生 77 番地 旭市横根 3746 番地	0479-55-5250 0479-62-0142 0479-62-2502 0479-55-2161 0479-62-0159 0479-62-0049 0479-55-2150 0479-57-2119

※（ ）内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	磯浜町（明神町・一丁目・汐見ヶ丘・二丁目・仲町・金沢町・通町）、東光台		
-----	-------------------------------------	--	--

避難先	香取市		
一時集合所	大洗小学校	大洗町磯浜町 5316-1	029-267-5188
主要避難経路	県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→国道 51 号→国道 354 号→県道 242 号（鉾田鹿島線）→県道 186 号（荒井行方線）→県道 185 号（繁昌潮来線）→国道 51 号→国道 356 号		
代替避難経路	県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→国道 51 号→県道 40 号（内原塩崎線）→県道 50 号（水戸神栖線）→県道 110 号（鉾田茨城線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 242 号（鉾田鹿島線）→県道 186 号（荒井行方線）→県道 185 号（繁昌潮来線）→国道 51 号→国道 356 号		
中継避難所	佐原コミュニティセンター	香取市佐原イ 211 番地	0478-55-1151
避難所	佐原コミュニティセンター(593)	香取市佐原イ 211 番地	0478-55-1151
	香取市立佐原中学校(600)	香取市佐原ロ 2124 番地 1	0478-52-5157
	香取市立佐原小学校体育館(521)	香取市佐原イ 1870 番地	0478-52-2044
	香取市立北佐原小学校(147)	香取市佐原二 1676 番地	0478-56-0403
	千葉県立佐原高等学校(372)	香取市佐原イ 2685 番地	0478-52-5131
	香取市立香取小学校(144)	香取市香取 1875 番地	0478-57-3082
	香取市立竟成小学校(156)	香取市観音 481 番地	0478-59-3842
	香取市立東大戸小学校(180)	香取市大戸 877 番地	0478-54-2250
	香取市立佐原第五中学校(308)	香取市大戸 937 番地	0478-55-2233
	香取市立瑞穂小学校(138)	香取市堀之内 1770 番地 96	0478-52-2042
	香取市立香取中学校(416)	香取市津宮 1440 番地	0478-50-5000
	香取市立水の郷小学校(126)	香取市津宮 1215 番地	0478-57-0239
	旧香取市立湖東小学校(153)	香取市八筋川甲 1993 番地 2	0478-
	香取市立新島小学校(126)	香取市加藤洲 685 番地	0478-56-0903

※（ ）内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	磯浜町（新町・永町・髭釜町）、港中央、和銅
-----	-----------------------

避難先	香取市		
一時集合所	大洗小学校	大洗町磯浜町 5316-1	029-267-5188
主要避難経路	県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→国道 51 号→国道 124 号→県道 44 号（成田小見川鹿島港線）→国道 356 号		
代替避難経路	町道 8-1126 号線→町道 8-1294 号線→県道 106 号（長岡大洗線）→県道 50 号（水戸神栖線）→県道 110 号（鉾田茨城線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 242 号（鉾田鹿島線）→国道 124 号→県道 44 号（成田小見川鹿島港線）→国道 356 号		
中継避難所	小見川スポーツコミュニティセンター	香取市小見川 5218 番地	0478-83-0101
避難所	小見川スポーツコミュニティセンター(355)	香取市小見川 5218 番地	0479-83-0101
	旧香取市立神南小学校(132)	香取市下小野 1599 番地	0478-59-2559
	旧香取市立福田小学校(132)	香取市福田 240 番地	0478-59-2900
	小見川 B&G 海洋センター(230)	香取市小見川 4866 番地 736	0478-82-1000
	小見川市民センター(142)	香取市羽根川 38 番地	0478-82-1123
	旧香取市立小見川南小学校(156)	香取市五郷内 2218 番地	0478-82-2694
	旧香取市立八都小学校(200)	香取市小見 1025 番地	0478-78-2720
	香取市山田公民館(144)	香取市長岡 1303 番地 2	0478-78-4431
	香取市山田 B&G 海洋センター(345)	香取市仁良 361 番地 2	0478-78-3204
	旧香取市立府馬小学校(207)	香取市府馬 3429 番地 4	0478-78-2209
	旧香取市立八都第二小学校(153)	香取市仁良 1038 番地 1	0478-78-2120
	旧香取市立山倉小学校(156)	香取市山倉 672 番地	0478-
	旧香取市立第一山倉小学校(153)	香取市桐谷 1020 番地	0478-
	高萩福祉センター(138)	香取市高萩 1100	0478-79-6505
	旧香取市立沢小学校(153)	香取市沢 1813	0478-
	香取市栗源 B&G 海洋センター(345)	香取市岩部 1045 番地の 1	0478-75-3311
	わらびが丘小学校(193)	香取市九美上 29 番地 1	0478-79-6655
	旧香取市立大倉小学校(138)	香取市大倉 501 番地	0478-
	小見川社会福祉センター(102)	香取市本郷 62	0478-82-3242
	香取市立小見川中央小学校(205)	香取市小見川 94 番地	0478-82-2047
	千葉県立小見川高等学校(384)	香取市小見川 4735 番地 1	0478-82-2146
	香取市立小見川中学校(730)	香取市小見川 4685 番地	0478-82-3144
	香取市立小見川東小学校(186)	香取市阿玉川 728 番地	0478-82-2391

香取市立小見川西小学校(180)	香取市内野 35 番地	0478-82-7124
香取市立小見川北小学校(203)	香取市富田 800 番地	0478-82-2692
香取市立山田中学校(361)	香取市仁良 356 番地 1	0478-78-4411
香取市立栗源小学校(162)	香取市岩部 5025	0478-75-2019
香取市立栗源中学校(298)	香取市岩部 1051 番地の 1	0478-75-2034
グッドライフ香取(40)	香取市一ノ分目番外 7 番地の 3	0478-79-7077
栗源市民センター(118)	香取市岩部 700	0478-75-1100

※ () 内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	桜道
-----	----

避難先	東庄町		
一時集合所	旧大貫小学校 南小中学校	大洗町大貫町 660 大洗町大貫町 1212-14	029-264-5373
主要避難経路	町道 6-07 号線→国道 51 号→国道 124 号→県道 44 号（成田小見川鹿島港線）→国道 356 号		
代替避難経路	県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→国道 51 号→県道 40 号（内原塩崎線）→県道 50 号（水戸神栖線）→県道 110 号（鉾田茨城線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 238 号（須賀北埠頭線）→国道 124 号→県道 44 号（成田小見川鹿島港線）→国道 356 号		
中継避難所	東庄町公民館	東庄町笹川い 4713-11	0478-86-1221
避難所	東庄町公民館(302) 東庄中学校(480) 東庄小学校(300) 旧石出小学校(293) 旧橘小学校(640) 旧神代小学校(178) 旧東城小学校(286) 東庄町児童館(48) 東庄町保健福祉総合センター(71) 東庄町ふれあいセンター(99) 東庄町ふれあい公園(44)	東庄町笹川い 4713-11 東庄町青馬 1756 東庄町笹川い 4713 東庄町石出 1599 東庄町今郡 558 東庄町窪野谷 1661 東庄町小南 941 東庄町小南 534 東庄町石出 2692-4 東庄町小南 1140 東庄町舟戸 526-1	0478-86-1221 0478-86-3131 0478-86-0014 0478- 0478- 0478- 0478- 0478-87-0921 0478-80-3300 0478-87-1116 0478-86-6074

※ () 内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	大貫町
-----	-----

避難先	銚子市		
一時集合所	南小中学校 旧大貫小学校	大洗町大貫町 1212-14 大洗町大貫町 660	029-264-5373
主要避難経路	町道 8-1294 号（バス通り）→国道 51 号→国道 124 号→県道 244 号（外川港線）		
代替避難経路	県道 106 号（長岡大洗線）→県道 50 号（水戸神栖線）→県道 110 号（鉾田茨城線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 238 号（須賀北埠頭線）→国道 124 号→県道 244 号（外川港線）		
中継避難所	銚子市体育館	銚子市前宿町 1140	0479-24-9559
避難所	銚子市体育館(559) 銚子市市民センター(250) 銚子市スポーツコミュニティセンター(237) 東部地区コミュニティセンター(65) 海上地区コミュニティセンター(41) 豊里地区コミュニティセンター(46) 銚子スポーツタウン(555) さるだ学習館(旧猿田小学校)(153) ジオパーク・芸術センター(68) 勤労コミュニティセンター(62) 銚子市保健福祉センターすこやかまなびの城(106) 旧豊岡小学校(282) 旧第六中学校(386) 旧第七中学校(311)	銚子市前宿町 1140 銚子市小畑新町 7756 銚子市西小川町 5000 銚子市本町 1594 銚子市松岸町 2-188-1 銚子市笹本町 359-1 銚子市野尻町 1600 銚子市猿田町 1179-2 銚子市八木町 1777-1 銚子市若宮町 1-1 銚子市若宮町 4-8 銚子市八木町 1758 銚子市野尻町 553 銚子市笹本町 860-2	0479-24-9559 0479-22-0340 0479-24-4841 0479-25-3701 0479-23-2961 0479-33-1002 0479-30-1800 0479-30- 0479-21-6667 0479-24-8070 0479-23-8318 0479-33-0078 0479-33-1004

※（ ）内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	神山町
-----	-----

避難先	多古町		
一時集合所	大洗町農業会館 総合運動公園	大洗町成田町 208-1 大洗町成田町 1626	029-266-2663 029-266-3531
主要避難経路	町道 8-3013 号→国道 51 号→県道 101 号（潮来佐原線）→東関東道潮来 I C→大栄 I C→国道 51 号→県道 113 号（佐原多古線）		
代替避難経路	県道 16 号（大洗友部線）→県道 114 号（下太田鉾田線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 238 号（須賀北埠頭線）→国道 51 号→県道 101 号（潮来佐原線）→潮来 IC→大栄 IC→国道 51 号→県道 113 号（佐原多古線）		
中継避難所	久賀小学校体育館	多古町大門 205-6	0479-75-1155
避難所	久賀小学校体育館(257) 多古第一小学校体育館(295) 多古中学校体育館(407) 多古町民第二体育館(138) 旧常磐小学校体育館(163) 中村小学校体育館(150) 多古高等学校大体育館(354) 多古高等学校小体育館(100) 多古町民牛尾体育館(138)	多古町大門 205-6 多古町多古 2547 多古町多古 2920-1 多古町喜多井野 154-2 多古町南玉造 162 多古町南中 349-2 多古町多古 3236 多古町多古 3236 多古町牛尾 1114	0479-75-1155 0479-76-2752 0479-76-5261 0479-76-7811 0479-76-9515 0479-76-2456 0479-76-2557 0479-76-2557 0479-76-7811

※（ ）内の数字は 3 m²/人の収容人数

地区名	成田町
-----	-----

避難先	匝瑳市		
一時集合所	総合運動公園 大洗町農業会館	大洗町成田町 1626 大洗町成田町 208-1	029-266-3531 029-266-2663
主要避難経路	県道 16 号（大洗友部線）→県道 114 号（下太田鉾田線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→国道 354 号→国道 51 号→県道 101 号（潮来佐原線）→東関東道潮来 I C→大栄 I C→国道 51 号→県道 113 号（佐原多古線）→県道 79 号（横芝下総線）→国道 296 号→県道 48 号（八日市場野栄線）→県道 122 号（飯岡片貝線）		
代替避難経路	県道 16 号（大洗友部線）→県道 114 号（下太田鉾田線）→県道 2 号（水戸鉾田佐原線）→県道 18 号（茨城鹿島線）→県道 238 号（須賀北埠頭線）→国道 51 号→県道 101 号（潮来佐原線）→東関東道潮来 I C→大栄 I C→国道 51 号→県道 113 号（佐原多古線）→県道 79 号（横芝下総線）→国道 296 号→県道 48 号（八日市場野栄線）→県道 122 号（飯岡片貝線）		
中継避難所	のさかアリーナ	匝瑳市今泉 6536 番地 1	0479-67-1263
避難所	のさかアリーナ (541) 八日市場勤労青少年ホーム (262) 八日市場公民館 (131)	匝瑳市今泉 6536 番地 1 匝瑳市八日市場イ 2030 番地 匝瑳市八日市場イ 2402 番地	0479-67-1263 0479-73-4515 0479-73-3746

第3章 町民の避難等に係る広報

1. 国、県等との連携

町は、原子力災害発生時の町民等の混乱を防止するため、町民等及び報道機関への情報提供、避難指示等の伝達に関し、国、県、防災関係機関及び原子力発電所と密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

2. 広報媒体の効果的活用

町は、町民等への情報提供に関し、防災行政無線・広報車・テレビ・ラジオ・緊急速報メール・ホームページ・SNS等を効果的に活用するものとする。

3. 定期的な情報提供

町は、情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため、特段の状況変化がなくても、繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

【広報のタイミング例】

- ・警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至った場合
- ・特別な体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・原子力災害の状況等に大きな変化があった場合
- ・屋内退避、避難等を指示する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・その他情報提供が必要な場合

4. 広報において留意すべき事項

各段階の広報において、特に留意すべき点は次のとおりである。

- ・事故発生後、初期の段階では、「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- ・具体的な行動を求める段階では、対象となる地域名及びとるべき行動を具体的に示し、対象地域を中心に重点的な広報を行う。また、対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を行う。
- ・町民に求める行動が地域に応じて異なる場合は、措置の相違を具体的に説明し、対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- ・一時集合所、中継避難所及び避難所等においては、情報不足による混乱を回避するため、定期的に情報を提供する。

5. わかりやすい広報

町は、あらかじめ作成する広報文例に従い、状況に応じた広報を実施する。なお、情

報の提供に際しては、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報を心がけるとともに、視聴覚障害者や外国人等にも配慮し、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等を活用するものとする。

【広報文例】

① 警戒事態広報例

大洗町役場から、お知らせします。

本日午前（午後）〇〇時〇〇分頃、東海第二発電所で（事故事象を記載）が発生し、〇〇時〇〇分警戒事態に該当することが確認されたとのことです。

現時点では、原子力発電所からの放射性物質の放出はありません。発電所周辺のモニタリングポストや茨城県が設置している放射線測定局でのモニタリング結果でも、異常は認められておりません。

今後も防災行政無線、ホームページ、広報車、テレビ・ラジオ等により、最新の情報をお知らせします。

デマに惑わされないよう落ち着いて、行動して下さい。

（以上繰り返し）

② 一時滞在者に対する帰宅呼びかけ広報例

大洗町役場から、お知らせします。

本日午前（午後）〇〇時〇〇分頃、東海第二発電所で（事故事象を記載）が発生し、〇〇時〇〇分警戒事態に該当することが確認されたとのことです。

大洗町に滞在している方は、直ちに帰宅するようお願いいたします。なお、帰宅等に時間を要する方は、大洗小学校、第一中学校又は、南小・中学校へ移動してください。

今後も防災行政無線、ホームページ、広報車、テレビ・ラジオ等により、最新の情報をお知らせします。

デマに惑わされないよう落ち着いて、行動して下さい。

（以上繰り返し）

③ 原災法 10 条広報例

大洗町役場から、お知らせします。

本日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海第二発電所において原子力災害対策特別措置法第 10 条に該当する事象が発生しました。

東海第二発電所では、（事故原因・対応状況・現状を記載）に至ったとのことです。

現時点では、原子力発電所からの放射性物質の放出はありません。発電所周辺のモニタリングポストや茨城県が設置している放射線測定局でのモニタリング結果でも、異常は認められておりません。

住民の皆様は、屋内退避を行う準備をしてください。

今後も防災行政無線、ホームページ、テレビ・ラジオ等により、最新の情報をお知らせします。

デマに惑わされないよう落ち着いて、行動して下さい。

（以上繰り返し）

④ 原災法 15 条広報例

大洗町役場から、お知らせします。

本日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海第二発電所において原子力災害対策特別措置法第 15 条に該当する事象が発生しました。

東海第二発電所では、（事故原因・現状を記載）が確認され、全面緊急事態に至ったとのことです。

現時点では、原子力発電所からの放射性物質の放出はありません。発電所周辺のモニタリングポストや茨城県が設置している放射線測定局でのモニタリング結果でも、異常は認められておりません。

これを受けて、〇〇時〇〇分、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出しました。

住民の皆様方は、速やかに建物内に入り、屋内退避を行ってください。その際、窓を閉め、換気扇など外気を取り入れるものは切ってください。

今後も防災行政無線、ホームページ、テレビ・ラジオ等により、最新の情報をお知らせします。

デマに惑わされないよう落ち着いて、行動して下さい。

（以上繰り返し）

⑤ 一時移転広報例

大洗町役場から、お知らせします。

原子力災害対策本部は、本日〇〇月〇〇日午前（午後）〇〇時〇〇分、東海第二発電所から30キロ圏内の一部地域に、一時移転を指示しました。

対象となる地域は、（国の公示文から記載）です。

この地区の方は、一週間程度内に一時移転を行ってください。

一時移転先は、〇〇、〇〇地区の方は、千葉県〇〇市〇〇へ、〇〇、〇〇地区の方は、千葉県〇〇市〇〇となります。

一時移転に際しては、避難経路上にある、鹿島灘海浜公園、銚田市大洋運動場、大竹海岸駐車場のいずれかで、避難退域時検査を受けてください。

今後も防災行政無線、ホームページ、テレビ・ラジオ等により、最新の情報をお知らせします。

デマに惑わされないよう落ち着いて、行動して下さい。

（以上繰り返し）

第4章 住民等の避難

1. 一般住民の避難

(1) 避難の方法

① 屋内退避の指示が発せられた段階

屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避をするものとする。

② 避難等の指示が発せられた段階

避難、一時移転などの指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人での乗り合わせにより避難する。

③ 自家用車を持たない、使用しない住民の避難

自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、地区ごとに設けられた一時集合所へ移動したのち、県等が確保したバス等により避難するものとする。

なお、町はバス等避難中に発生する様々な事態に対応するため、複数名の連絡員を同乗させるものとする。

④ 避難物資の搬送

町は、避難、一時移転の指示が発せられた段階で避難の対象となった地区ごとに避難物資を国・県と連携し搬送するものとする。

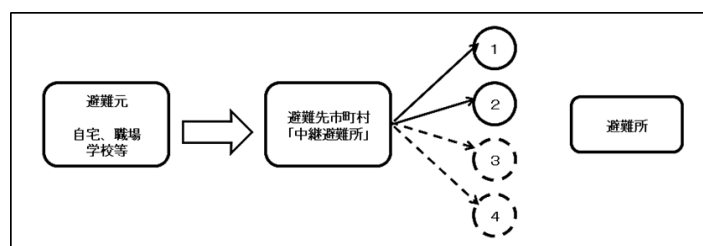
⑤ 避難退域時検査の実施

広域避難を実施する際に身体及び物品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認するため、避難経路にあらかじめ選定された避難退域時検査場所において、避難退域時検査及び除染を行うものとする。

⑥ 中継避難所の経由

避難時の混乱を避け円滑・迅速に避難するため、避難者は初めに中継避難所に立ち寄り、避難すべき避難所の指定の割り振りを受けてから、指定された避難所に向かうものとする。なお、中継避難所は、避難先市町においてわかりやすく目立つ場所を選定するものとし、避難先市町は避難状況等を勘案しながら、順次避難所を開設していくものとする。

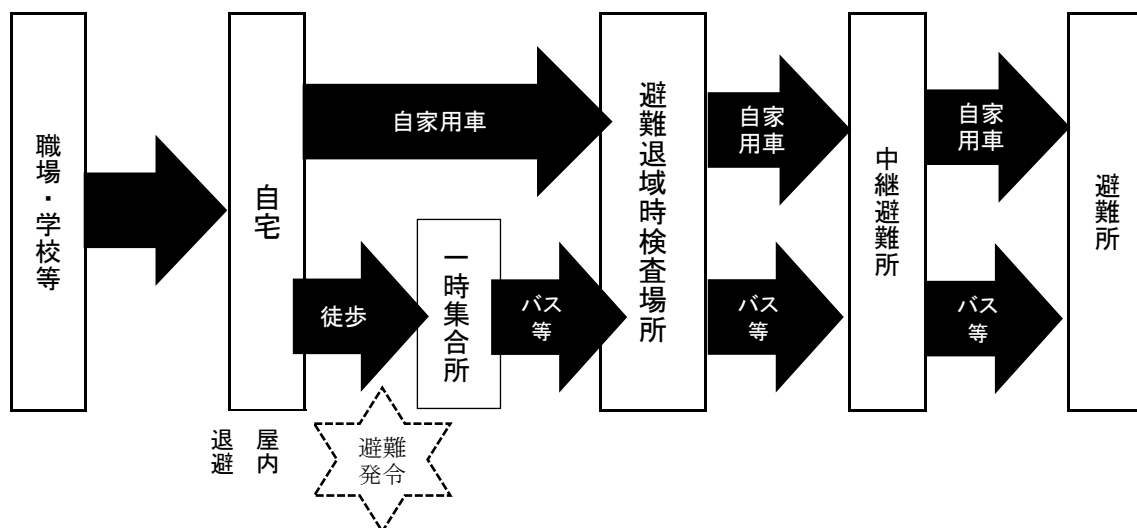
【中継避難所のイメージ】



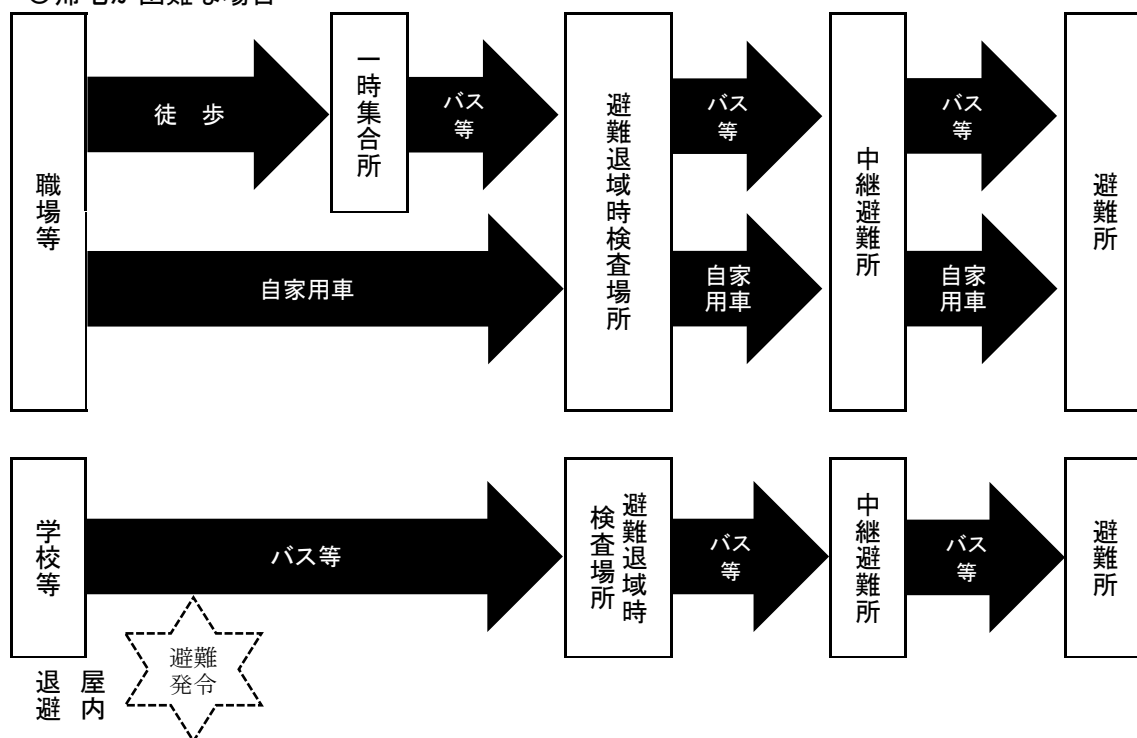
⑦ 町が指定する避難所以外に避難する場合

町が指定する避難所以外（親戚・知人宅）に避難する住民であっても、町が発する避難等の指示を受けてから避難を開始するものとし、避難経路上に設置された避難退域時検査場所を経由したのちに目的地へ移動するものとする。

【避難のフロー図】



○帰宅が困難な場合



2. 一時集合所の開設

町は、避難の必要が生じたときは、地区ごとに一時集合所を開設するものとし、その旨を速やかに町民等に周知するとともに円滑な避難誘導に努める。

また、警戒事態の段階において、観光客等の一時滞在者が交通事情等により帰宅することができない状況にあると判断したときは、一時集合所を開設し、受入れを行うものとする。

3. 要配慮者の避難

一時移転、避難の指示が発せられた場合には、次のとおり避難を開始するものとする。なお、町は、国、県及び関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の確保に努めるとともに、安全かつ迅速に避難が行われるよう配慮するものとする。

(1) 社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は、町及び県と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入所者を社会福祉施設等へ避難させる。

なお、受け入れ先の調整に時間を要する場合や、安全な搬送手段が確保されるまでの間は、施設内での屋内退避を継続する。

(2) 病院等入院患者

病院等医療機関の管理者は、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第、入院患者を病院等へ避難させる。

なお、受け入れ先の調整に時間を要する場合や、安全な搬送手段が確保されるまでの間は、施設内での屋内退避を継続する。

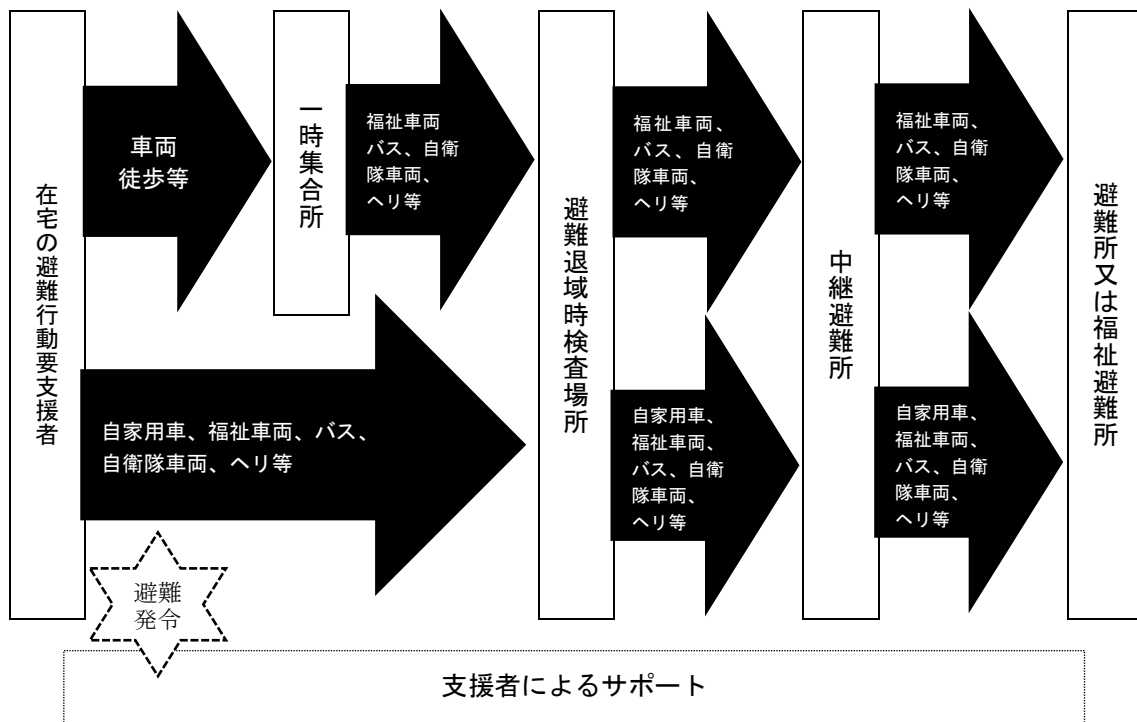
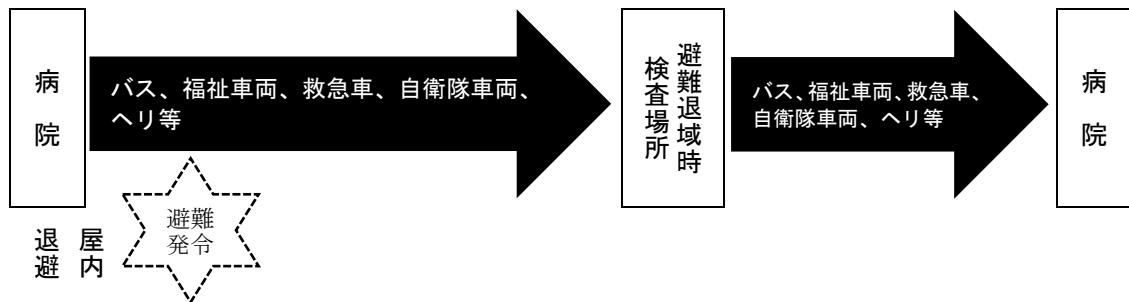
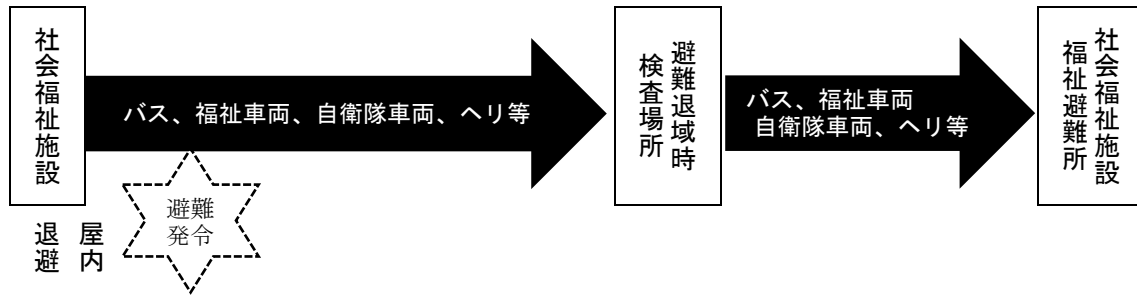
(3) 在宅の避難行動要支援者

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織・民生委員・消防等の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）の協力を得て安否確認を行う。その後、連絡が取れた家族や近隣者の支援のもと、自家用車での避難が可能な者は自家用車で避難する。

安否確認については、支援者の被ばく防止のため、警戒事態の段階から開始するものとする。なお、環境への放射性物質の放出が明らかとなった場合は、直ちに支援者に対し安否確認を中止するよう連絡し、町や防災関係機関を中心とする支援活動に切り替えるものとする。

また、家族等との連絡が取れない者など、自家用車での避難が困難な者については、支援者の協力を得て一時集合所へ移動し、バスや福祉車両等により避難する。

【避難のフロー図】

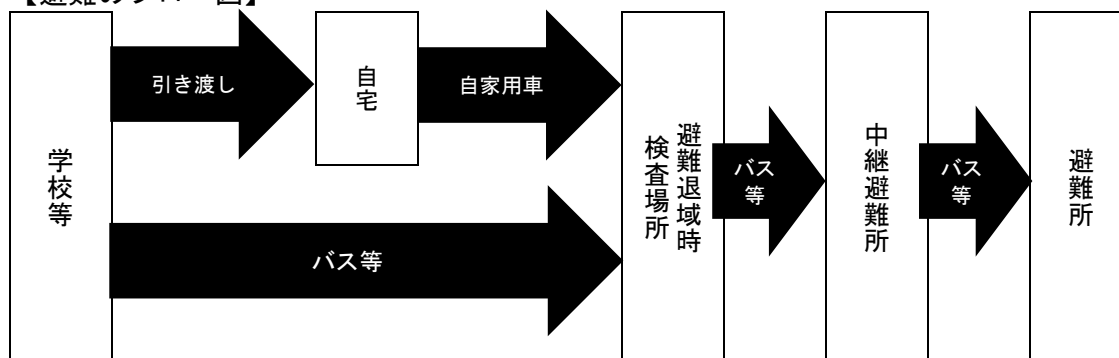


4.児童等の避難

園児・児童・生徒等（以下、「児童等」とする。）の施設管理者は、児童等の在園、在校時に原子力災害が発生した場合、あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき、警戒事態から施設敷地緊急事態までの段階で児童等を保護者に引き渡し、原則として、児童等は自宅から避難を実施するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、又は保護者への引き渡しができない児童等は、滞在している場所に屋内退避するものとし、避難等の必要が生じた場合は、教職員の引率のもとバス等により避難し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。

【避難のフロー図】

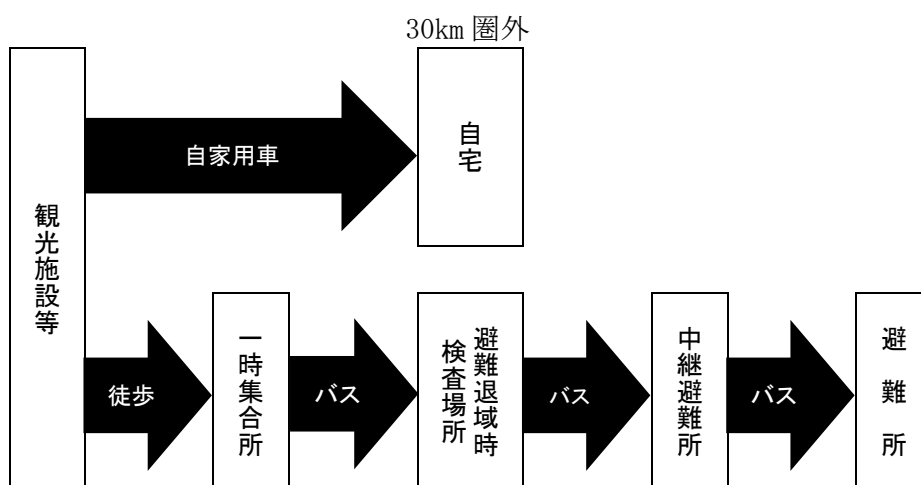


5.一時滞在者（観光客等）の避難

町は、観光客等の一時滞在者に対して、防災行政無線や広報車を用い、警戒事態から施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告するものとし、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

なお、避難が指示された段階で帰宅できない場合は、最寄りの一時集合所から町民とともにバス等により避難を行うものとする。

【避難のフロー図】



6. 避難状況の確認

(1) 住民避難の確認

町は、警察・自主防災組織等の協力を得て町民が避難済みであること等の確認を行うものとする。

なお、町民は、避難する際に避難済みであることを、避難することが困難な町民は、支援が必要であることを示す目印（タオル、貼り紙等）を玄関等に表示するものとする。

(2) 避難拒否者の対応

町は、町民に対して避難等の指示を発した状況の中で避難を行わない者については、避難を行わないことによる放射線被ばくの問題や、今後の当該地域における対応等について十分に説明し、避難を促すものとする。

(3) 避難者の所在確認

町は、避難者の所在について、避難所に避難した町民は避難者名簿により、避難所以外に避難した町民については、警察や消防のほか避難した町民からの情報等をもとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

7. 外国人への配慮

町は、原子力発電所の事故の状況、屋内退避・避難の指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うとともに、県と連携し外国人からの問合せ等に対応するものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 安定ヨウ素剤の配布・服用の指示

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、町は、県と連携し原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、原則として医師の関与の下で、下記「安定ヨウ素剤服用に対する規定量」のとおり安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。

[安定ヨウ素剤服用に対する規定量]

対 象 者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg) 1丸
13歳以上	76	100	丸剤(50mg) 2丸

(2) 安定ヨウ素剤の配布方法

安定ヨウ素剤の配布については、一時集合所のほか複数の受け渡し窓口を設ける等、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

避難が指示された段階で帰宅できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所等から町民とともに避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を受け取り服用するものとする。

2. 避難退域時検査の実施

避難退域時検査は、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するため、次のとおり行うものとする。

ア 避難退域時検査の対象は、避難指示を受けた町民等、乗車する車両及び携行物品とする。

イ 県は、国、指定公共機関及び原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い町民等の検査及び除染を行う。

ウ 避難退域時検査場所は、鹿島灘海浜公園をメイン検査場所、銚田市大洋運動場及び大竹海岸駐車場をサブ検査場所とする。

なお、代替経路を通行して避難する場合の避難退域時検査場所は、銚田農業高校、銚田第一高校及び銚田合同庁舎等とする。

第6章 避難所の開設・運営等

1. 開設・運営

(1) 避難初期の対応

町は、避難開始当初において、住民の送り出しに全力をあげることとし、避難所（中継避難所を含む）の開設、避難者の受入については、避難受入市町が行うものとする。なお、町は、できるだけ早期に職員を避難受入市町に派遣し、避難所等の運営の移管を完了させるものとする。

(2) 避難所の運営・施設管理

避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うものとするが、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

なお、施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

(3) 運営上の支障

町は、避難者が避難所の受入れ人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合には、県及び避難受入市町と協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

(4) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の設置が必要となった場合には、避難先市町と連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

(5) 避難者名簿の作成

町は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

(6) 避難所退所者の把握

町は、避難所を退所する者に対して、移動先に関する情報を聞き取り、避難者名簿を更新するものとする。

2. 避難物資の確保

(1) 避難物資の確保

町は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、備蓄する物資を活用するほか、必要に応じて国、県、関係事業者、避難受入市町等に要請し、迅速に確保するものとする。

(2) 受援体制の確立

町は、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、県及び国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

3. 避難が長期化した場合の対応

町は、避難が長期化した場合は、国、県と連携し避難者をホテルや旅館等へ移動させることや、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

4. 避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については、家族が中心となって支援を行うものとする。

なお、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国や県、避難受入市町に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

5. 行政窓口の設置

町は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を、避難受入市町に設置するものとする。

第7章 行政機関の退避

1. 庁舎の移転

町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合は、住民等が避難する地域へ移転する。

その際、町は住民等の避難を優先し、住民等の避難が完了した後に避難を行うものとする。

2. 避難先における業務の継続

町は、避難先においても災害対策本部を設置することとし、災害対策本部が行う業務を継続して実施する。

第8章 複合災害への対応

1. 屋内退避困難時の対応

町は、地震・津波等により自宅での屋内退避が困難となった場合には、町民に対し指定避難所に移動し屋内退避を継続するよう、防災行政無線、町ホームページ等により伝えるものとする。

2. 避難先が被災した場合の対応

町は、避難先市町が被災し避難の受入れが困難となった場合には、県と連携し早期に第二の避難先の確保に努めるものとする。

なお、第二の避難先については、県において図4のとおり既に確保されているが、受け入れ要請時点において不確実な要素もあることから、事前には対象となる市町村ごとに避難先の割当てを行わないこととしている。

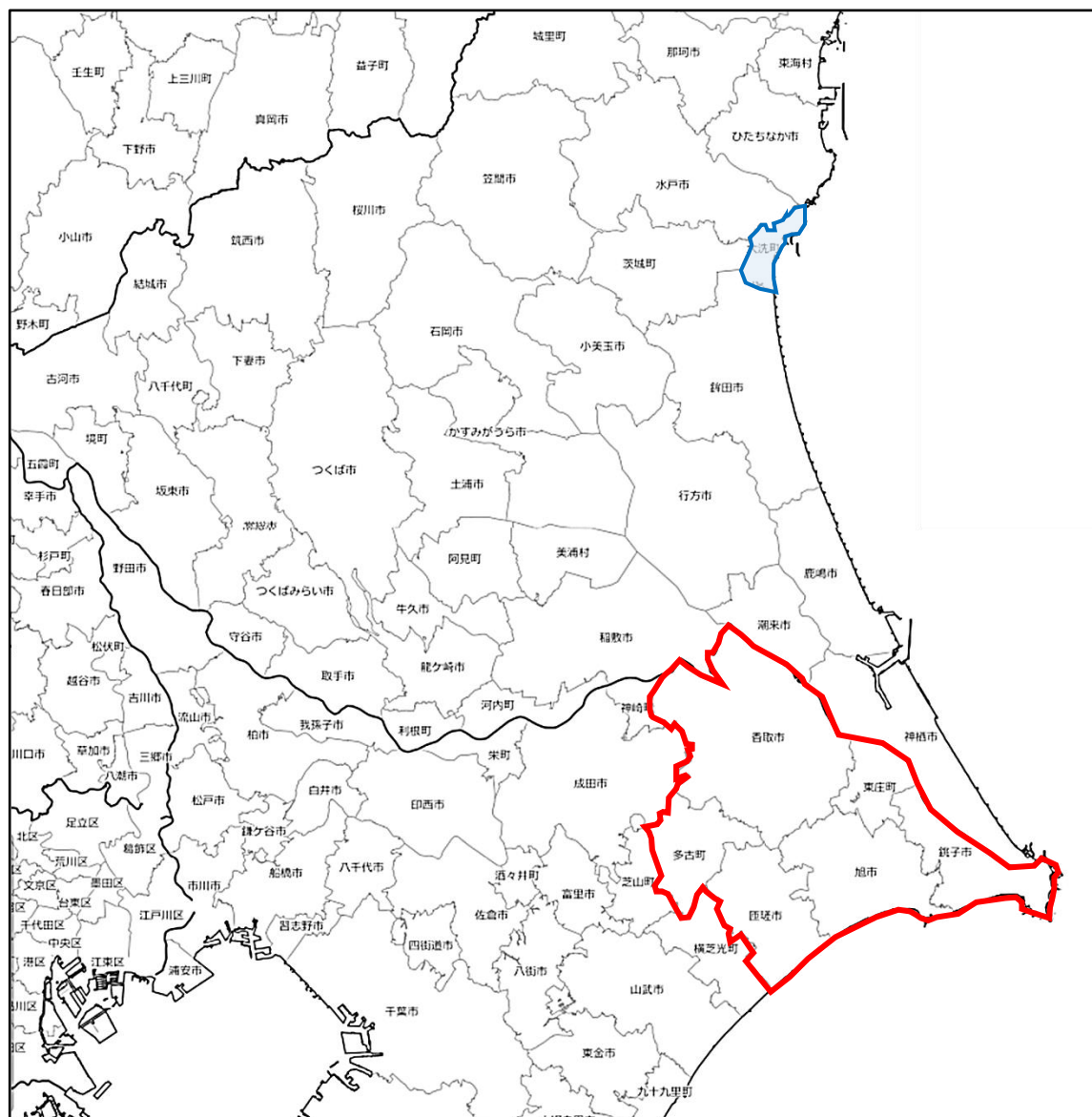
3. 避難経路が不通になった場合

町は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報、これに係る代替避難経路について、防災行政無線、町ホームページ、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を活用し、迅速に提供するものとする。

4. 原子力災害の同時発災

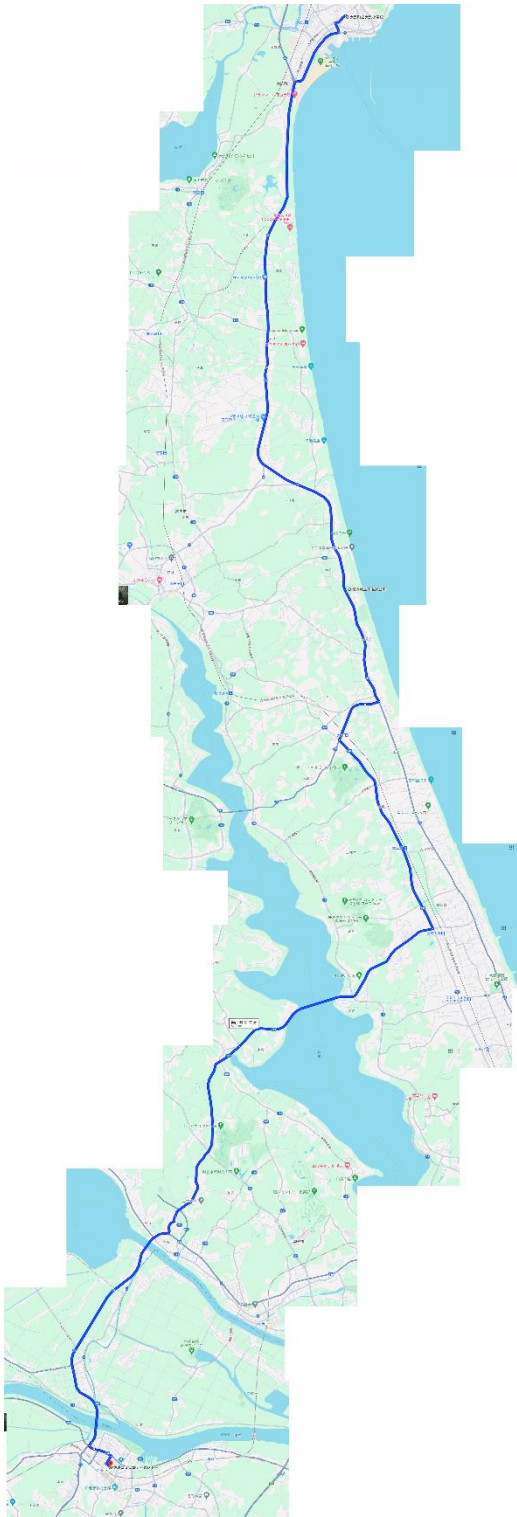
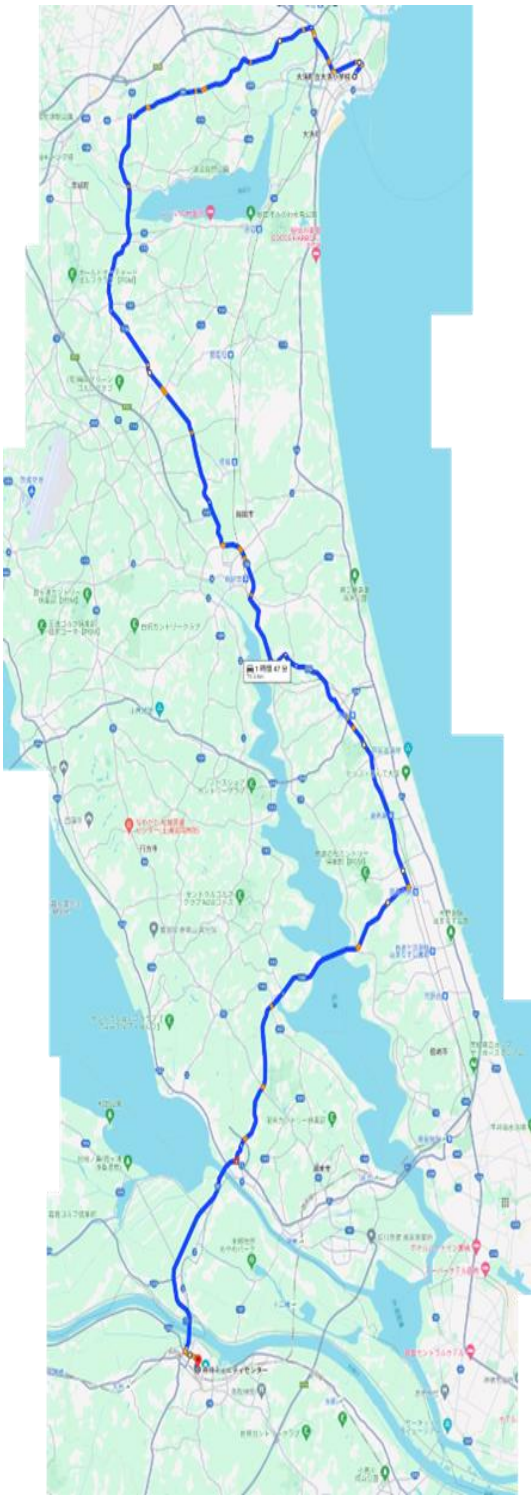
町は、複数の原子力施設が同時に発災した場合には、2段階の避難を避けるため、原子力災害対策重点区域の範囲が大きい原子力施設に係る防護措置をとることとする。

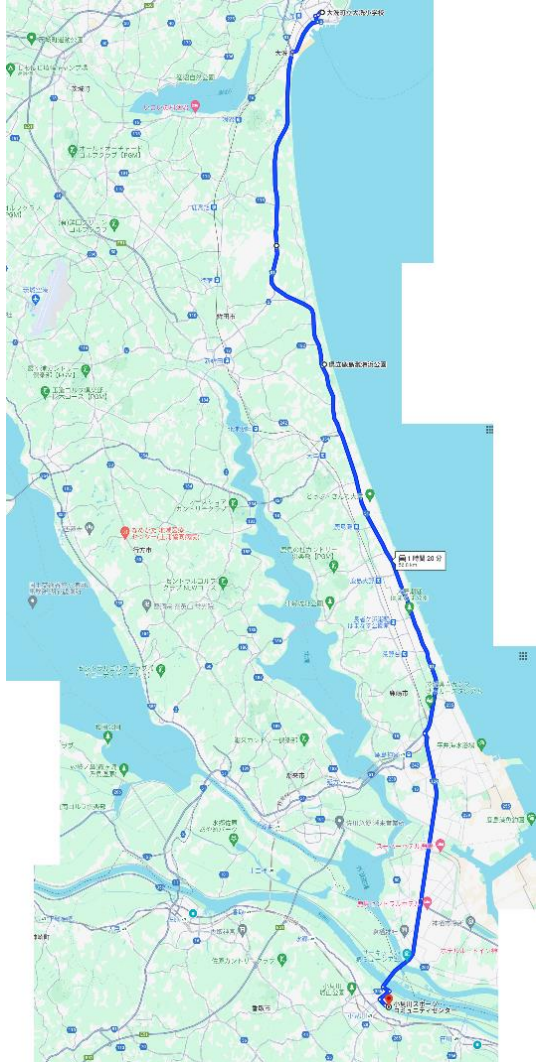
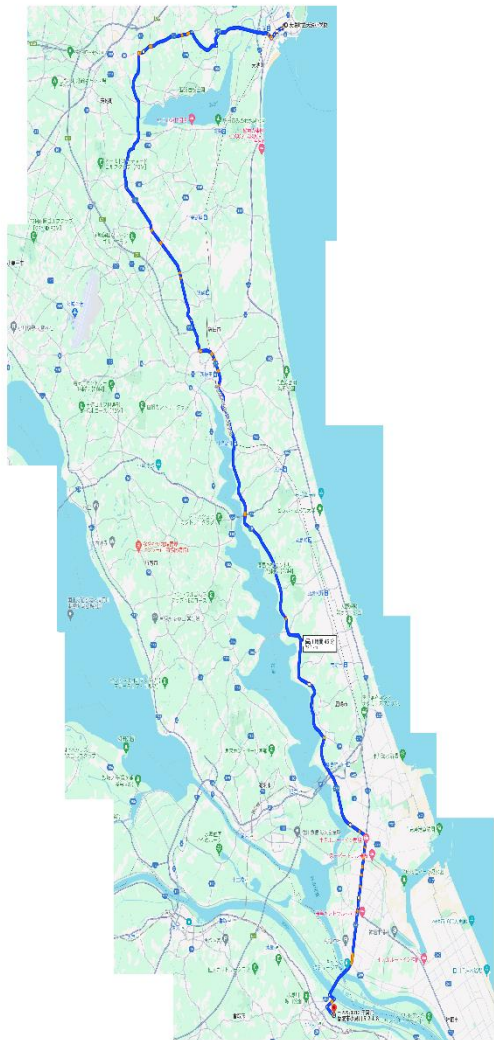
《図1》避難先市町の位置

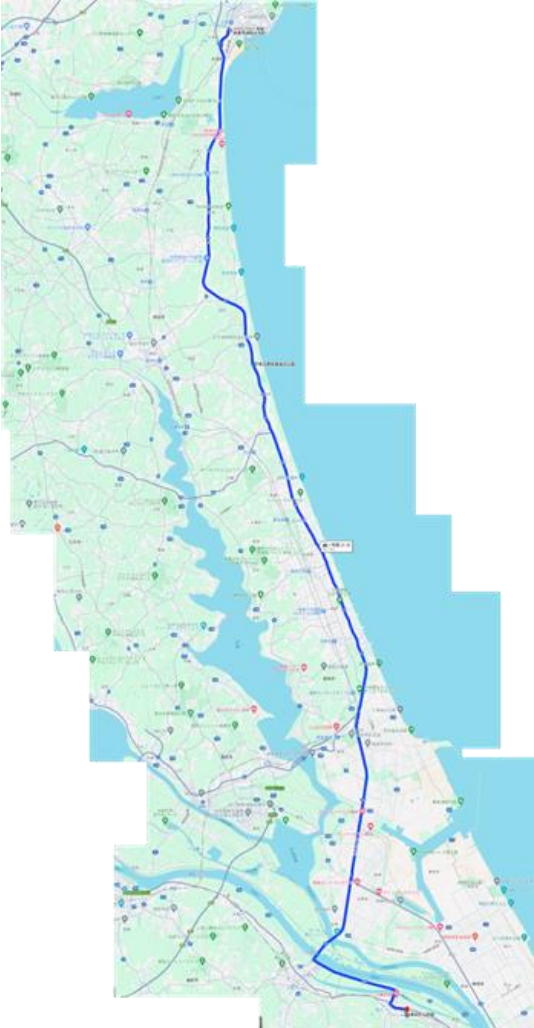
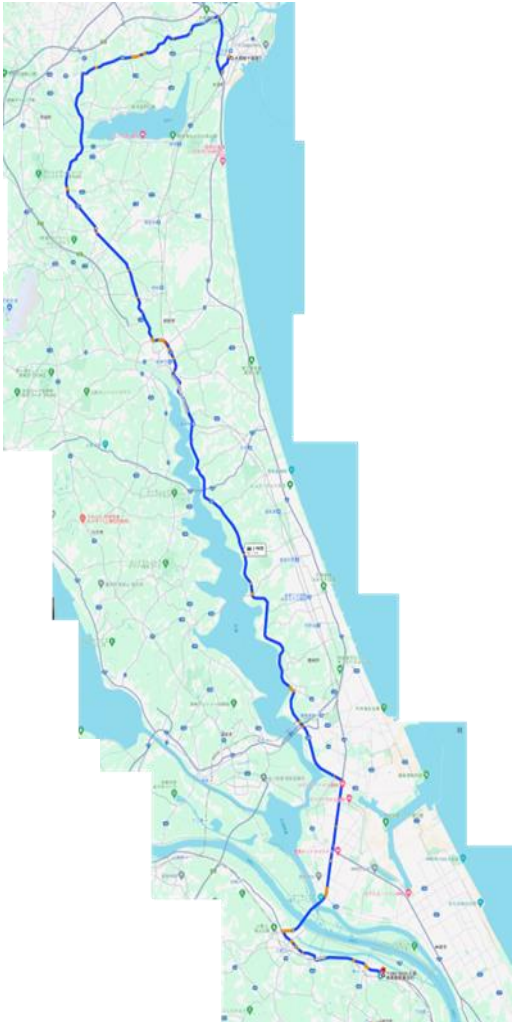


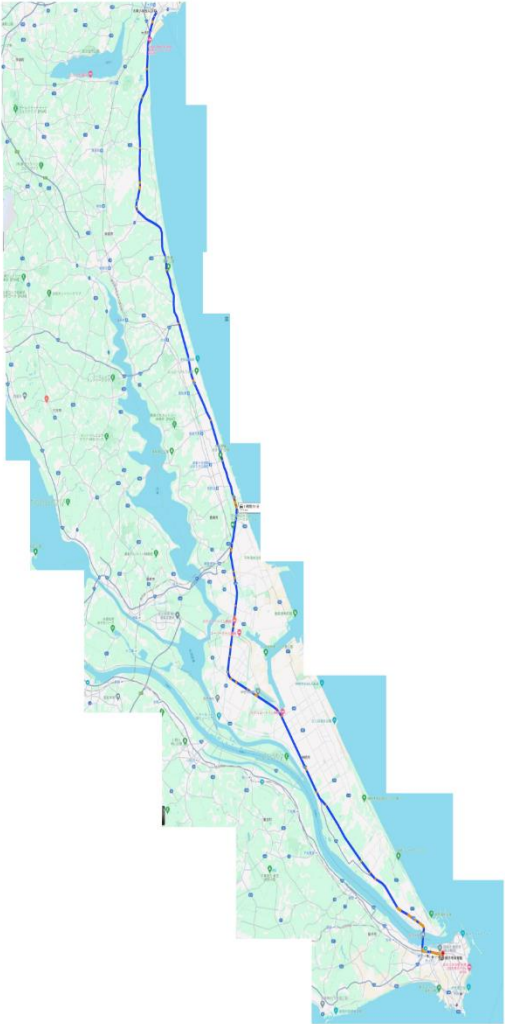
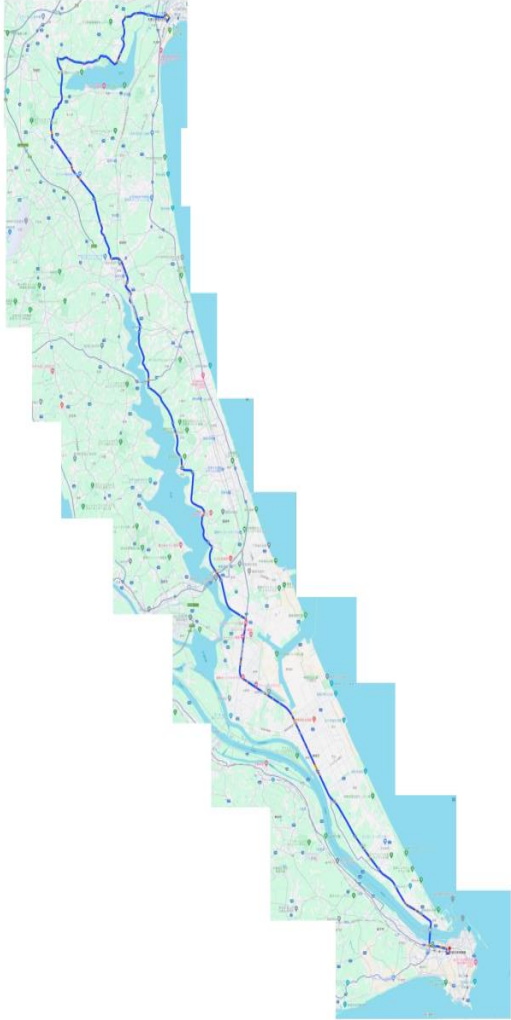
◀図 2 ▶避難経路

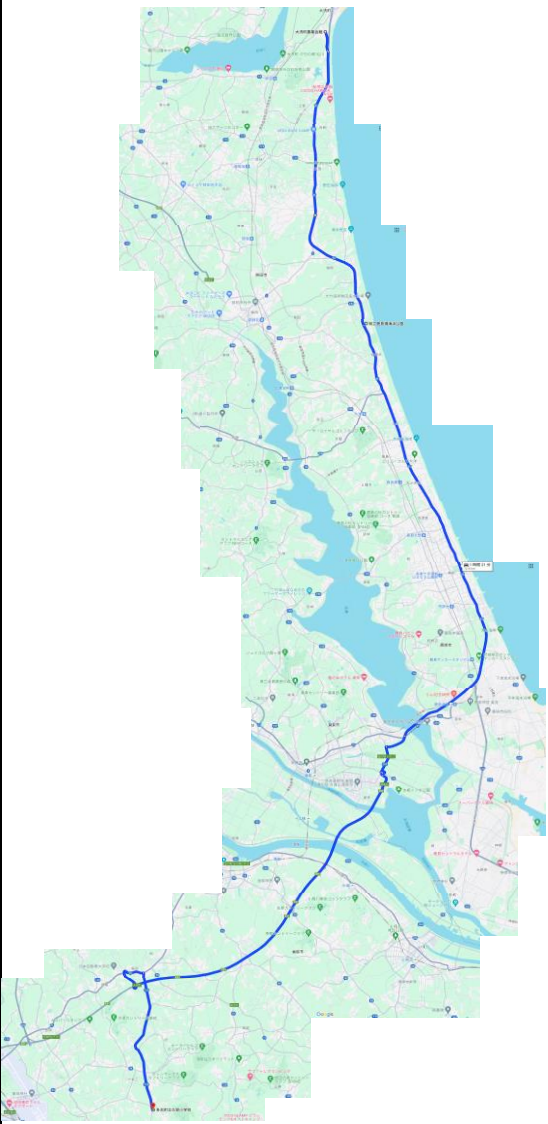
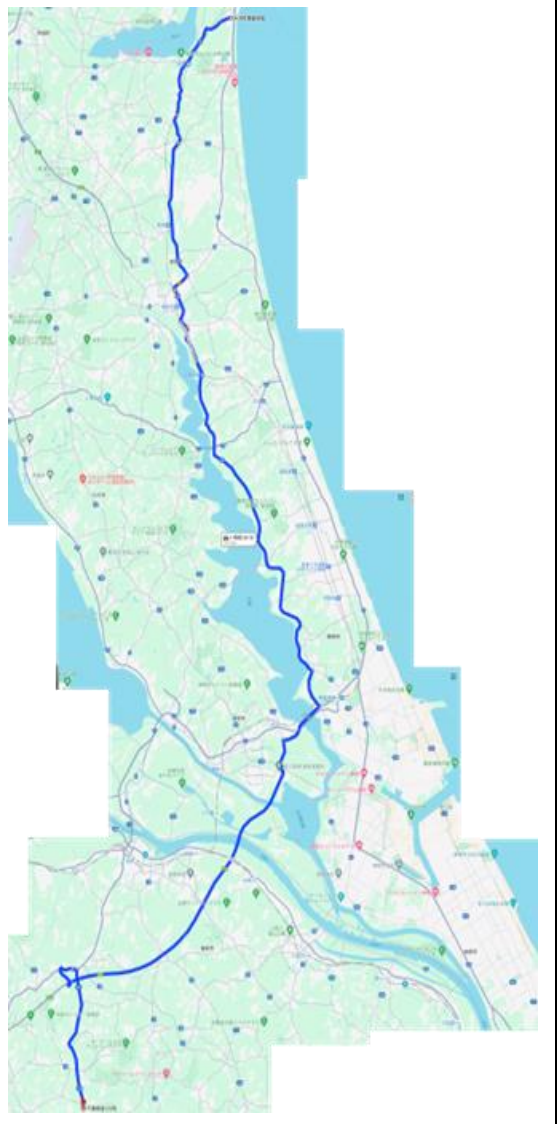
避難先 旭市（海上キャンプ場体育館）	
主要避難経路	代替避難経路
	

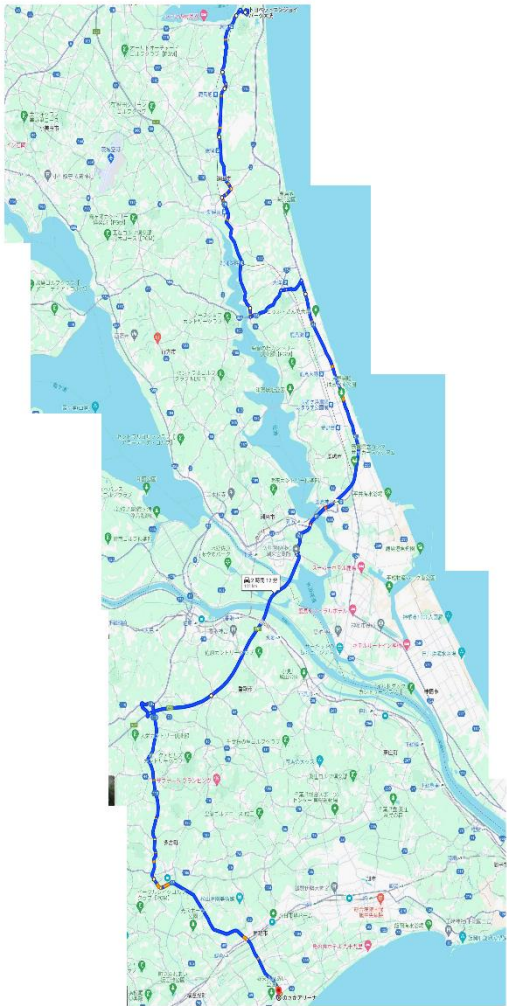
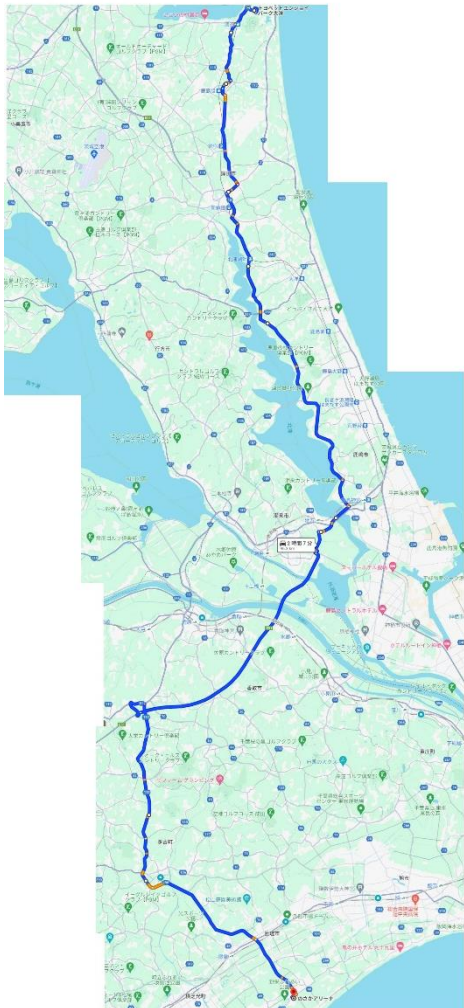
避難先 香取市（佐原コミュニティセンター）	
主要避難経路	代替避難経路
	

避難先 香取市（小見川コミュニティセンター）	
主要避難経路	代替避難経路
	

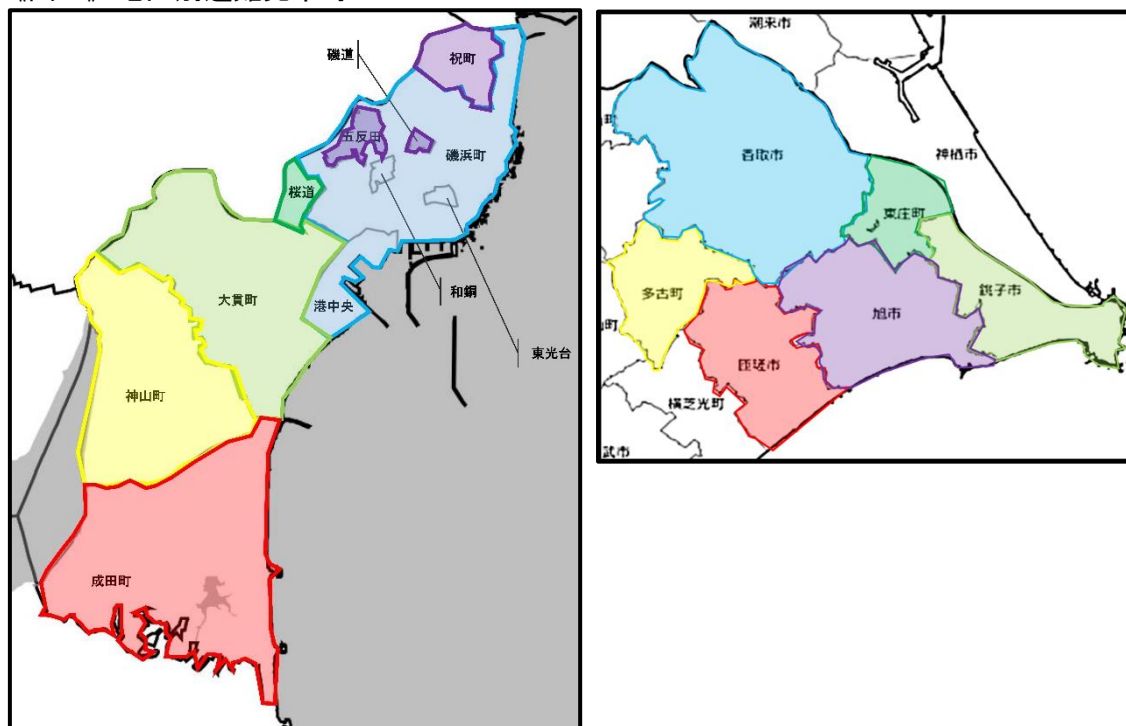
避難先 東庄町（東庄町公民館）	
主要避難経路	代替避難経路
	

避難先 銚子市（銚子市体育館）	
主要避難経路	代替避難経路
	

避難先 多古町（久賀小学校体育館）	
主要避難経路	代替避難経路
	

避難先 匝瑳市（のさかアリーナ）	
主要避難経路	代替避難経路
 This map shows the primary evacuation route (main route) from the starting point (indicated by a red dot) to the destination (indicated by a red dot) in Natsushima City. The route is highlighted in blue and follows a path that generally runs north-south, then turns east towards the coast, and finally turns south towards the destination. The map includes various geographical features such as roads, rivers, and green spaces.	 This map shows the alternative evacuation route (alternative route) from the starting point (indicated by a red dot) to the destination (indicated by a red dot) in Natsushima City. The route is highlighted in blue and follows a path that generally runs north-south, then turns east towards the coast, and finally turns south towards the destination. The map includes various geographical features such as roads, rivers, and green spaces.

《图3》地区別避難先市町



《図4》 第二の避難先

